

障害者デジタルしごと応援事業



国立国会図書館デジタルコレクション

NDL DIGITAL COLLECTIONS



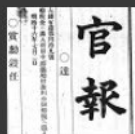
古典籍資料（貴重書等）



図書



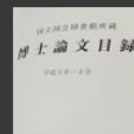
雑誌



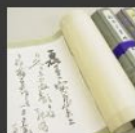
官報



帝国議会資料



博士論文



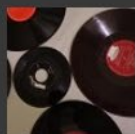
憲政資料



日本占領関係資料



プランゲ文庫



録音・映像関係資料



新聞



日系移民関係資料



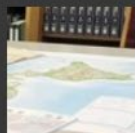
他機関デジタル化資料



特殊デジタルコレクション



パッケージ系電子出版物



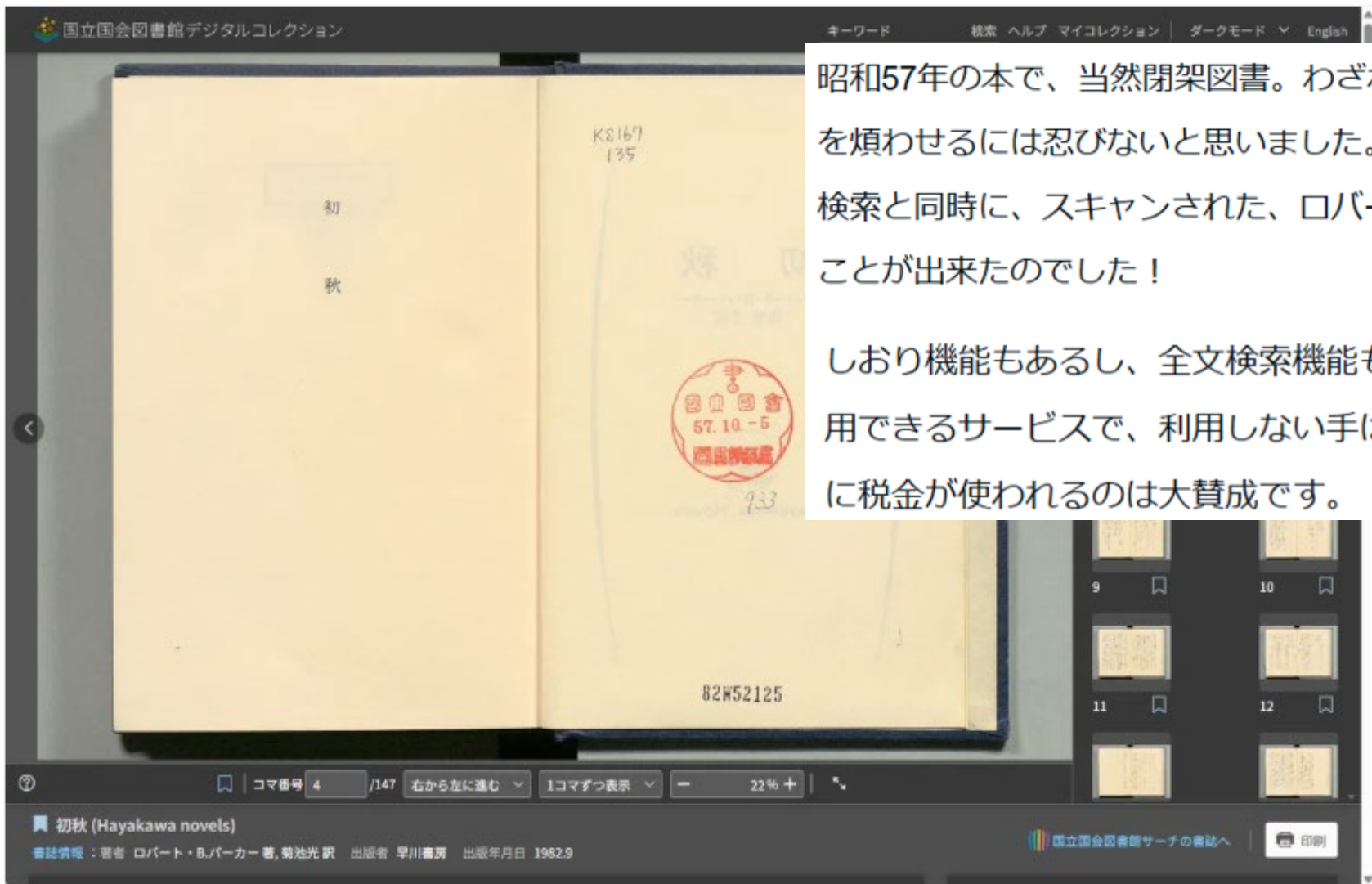
地図



電子書籍・電子雑誌



内務省検閲発禁図書



昭和57年の本で、当然閉架図書。わざわざ図書館に出向いて、職員の方の手を煩わせるには忍びないと思いました。が、デジタルコレクションなので、検索と同時に、スキャンされた、ロバート・B・パーカーの『初秋』を読むことが出来たのでした！

しおり機能もあるし、全文検索機能もあります。日本国内の何処からでも利用できるサービスで、利用しない手はないと思いました。こういうサービスに税金が使われるのは大賛成です。

✦ AI による概要

国立国会図書館における障害者関連のサービスやデジタル化事業は、**「みなサーチ」による障害者用資料の統合検索、視覚障害者等用データ送信サービス、および障害者就労支援施設と連携した蔵書デジタル化プロジェクト**の3点が主な柱です。  国立国会図書館 +2

障害者向け検索・利用サービス

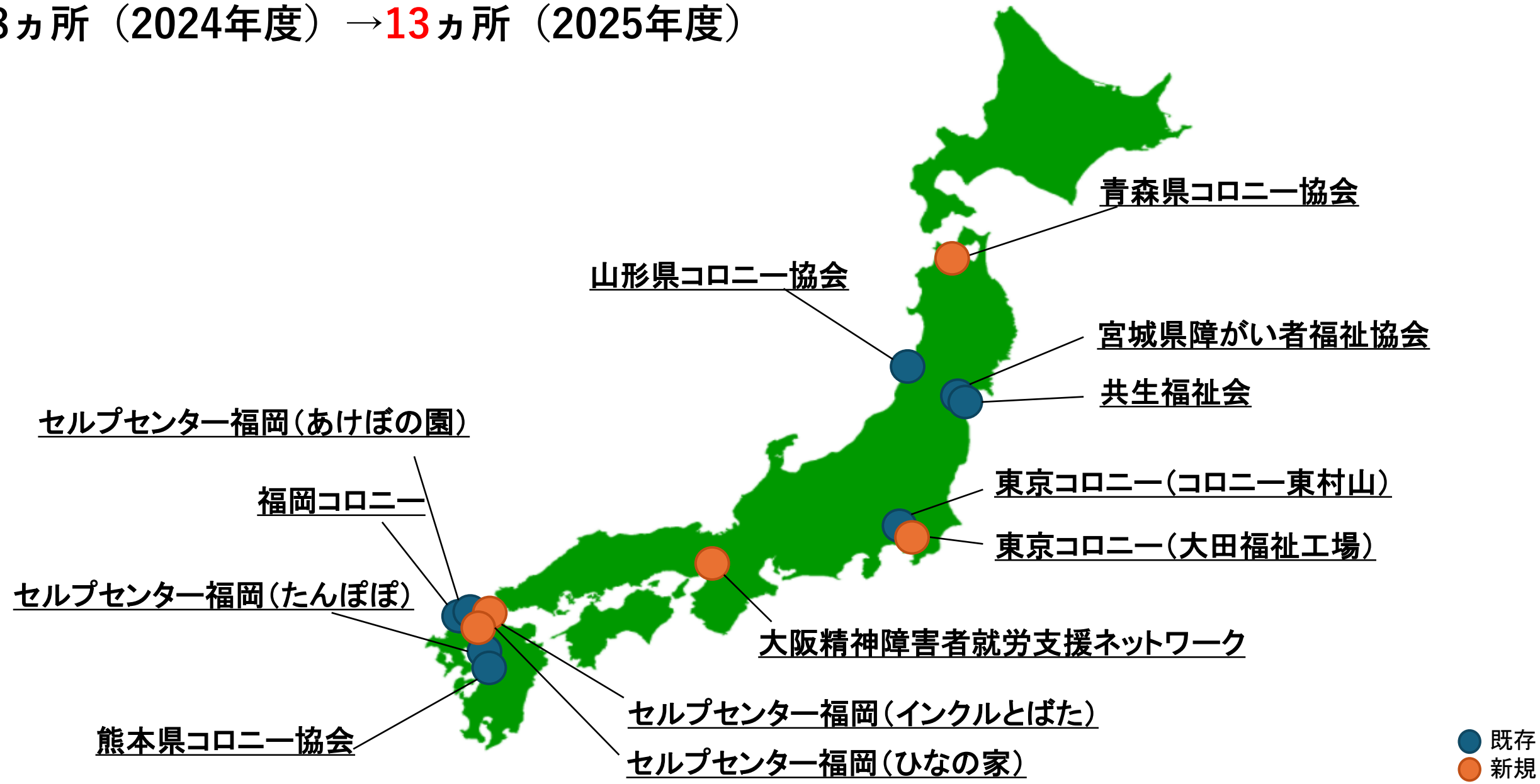
- **みなサーチ（障害者用資料検索）**：国立国会図書館や他機関のデータベースを横断し、利用しやすい形式の資料を一度に探せる統合検索サービス。
- **視覚障害者等用データ送信サービス**：DAISYやテキストデータなどの障害者用データを、登録利用者の端末へ直接提供。
- **全文テキストデータの活用**：デジタルコレクションの画像からOCRで作成されたテキストデータを活用し、音声読み上げや点字表示による閲覧が可能。  国立国会図書館 +3

障害者就労支援とデジタル化事業

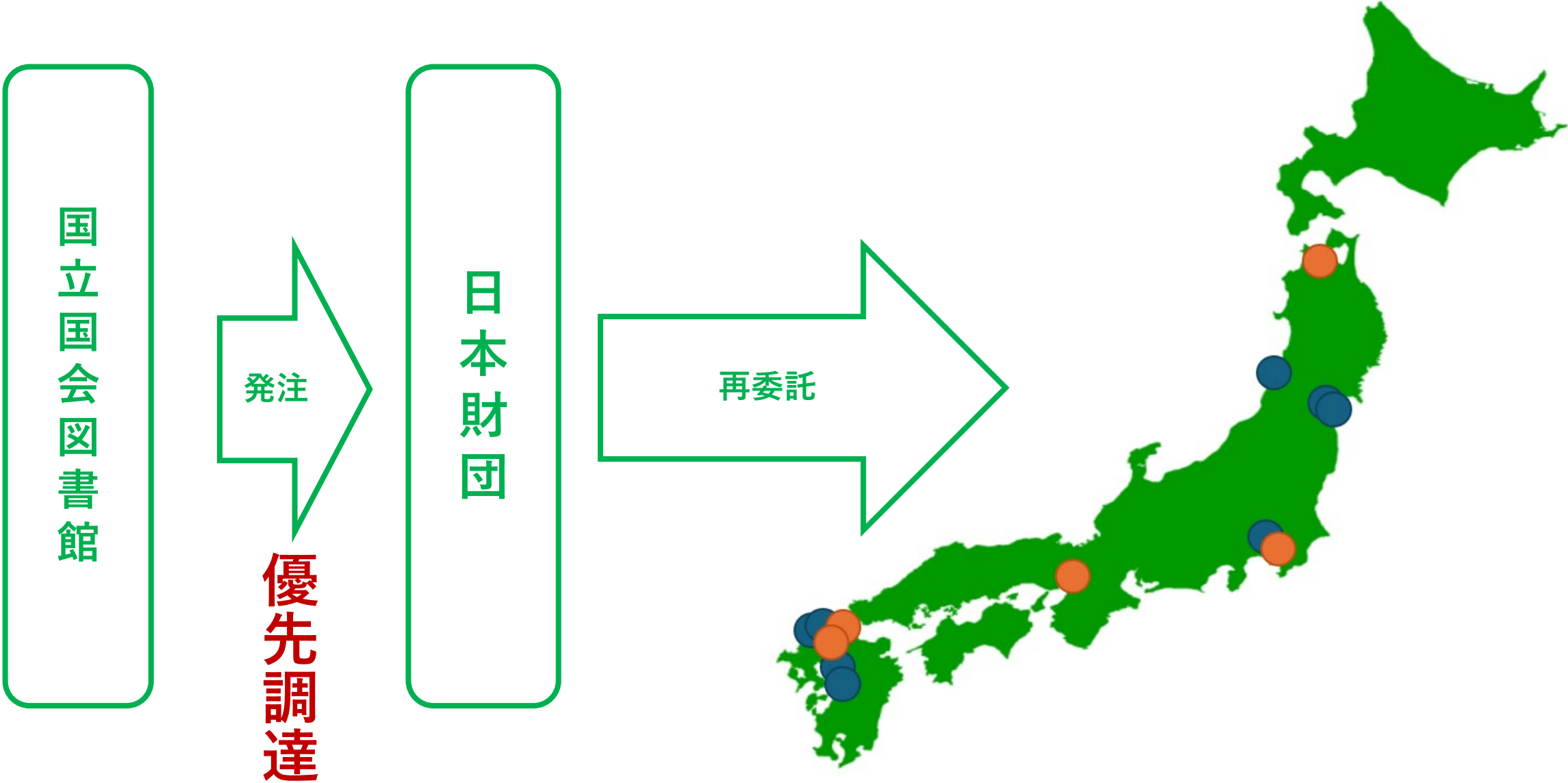
- **就労支援プロジェクト**：全国の就労継続支援事業所などの障害者が、国立国会図書館の貴重な蔵書の電子化（スキャニング・品質検査など）を担う取り組み。
- **工賃向上と就労実績**：専門性の高い作業を通じて利用者の工賃向上や一般就労への移行を支援。  日本財団 +2

国立国会図書館の蔵書デジタル化参加施設

8ヵ所（2024年度） → **13**ヵ所（2025年度）



国立国会図書館の蔵書デジタル化受発注スキーム



優先調達法（厚生労働省）

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

障害者優先調達推進法 がスタートします。

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。

目 次	
●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5



政府調達に関する協定

政府調達手続に関する運用指針（外務省）

我が国の政府調達については、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達について、以下の運用指針に則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

1. 適用範囲

- （1）本運用指針は、改正協定の附属書I日本国の付表1及び付表3に掲げる機関（以下「調達機関」という。）の締結する調達契約であって、10万SDR以上の改正協定の対象となる調達契約（改正協定の適用を受ける建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を適用対象とする。
- （2）個別分野において特別の手続・措置が定められている場合には、本運用指針の措置にかかわらず、それぞれの定められた手続・措置が適用される。なお、当該特別の手続・措置と抵触しない限りにおいては、本運用指針中の措置を実施することとし、その範囲については別紙のとおり。
- （3）調達機関は、10万SDR未満の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するよう努めるとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付等の事務を円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、内外の供給者等の利便を図る。

2. 市場調査の基本的考え方

- （1）調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場調査に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。

優先調達法（厚生労働省）

その仕事、障害者就労施設に発注できませんか？

平成25年4月から

障害者優先調達推進法

がスタートし

この法律（国等による障害者就労施設等からの物品等推進等に関する法律）は、障害者就労施設で就労する在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスする際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入を推進するために制定されました。

目次	
●法律の概要	2
●対象となる障害者就労施設等	3
●障害者就労施設等への発注例	5

予決令（最上位概念） （財務省）

昭和二十二年勅令第百六十五号
予算決算及び会計令

（随意契約によることができる場合）
第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
六 予定賃賃料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
八 運送又は保管をさせるとき。
九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
十五 外国で契約をするとき。
十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者から売り払い、貸し付け又は信託するとき。
二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

参考

政府調達に関する協定 （外務省）

政府調達手続に関する運用指針

我が国の政府調達については、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）その他の国際約束に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保を図るとともに透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、協定、2012年3月17日で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定「協定」という。）その他の国際約束の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達以下の運用指針に則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

指針は、改正協定の附属書I日本国の付表1及び付表3に掲げる機関（以下「調達機関」という。）の締結する調達契約であって、10万SDR以上の改正協定の対象となる調達改正協定の適用を受ける建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスを除く。）を適用対象とする。

野において特別の手続・措置が定められている場合には、本運用指針の措置にかかわらずそれぞれの定められた手続・措置が適用される。なお、当該特別の手続・措置と抵触し、限りにおいては、本運用指針中の措置を実施することとし、その範囲については別添である。

関係は、10万SDR未満の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付けを円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、供給者等の利便を図る。

基本的考え方

円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場調査情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給情報提供を要請する。

国の物品等の調達手続の特例を定める政令

改正案		現行	
2 同上	(随意契約によることができる場合) 第十一条 特定調達契約につき会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第九十九条第十六号の二に掲げる場合（同号に規定する物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）及び同条第十八号に掲げる場合並びに予決令第九十九条の二及び第九十九条の三並びに予決令臨時特例第四条の八（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。	2 [略]	(随意契約によることができる場合) 第十一条 特定調達契約につき会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第九十九条第十六号の二に掲げる場合（同号に規定する物件の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物件を同号に規定する救済施設が生産する場合に限る。）及び同条第十八号に掲げる場合並びに予決令第九十九条の二及び第九十九条の三並びに予決令臨時特例第四条の八（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。

施行日：令和五年六月三十日
(令和五年政令第二百二十九号による改正)

優先調達法の（実質的）上限撤廃により

17万コマ（1千5百万円）→1,100万コマ7億5千万円

The screenshot displays a digital library interface. On the left, a large viewer shows an open book with Japanese text. A red rectangular stamp is visible on the left page. Navigation arrows are on either side of the viewer. On the right, a grid of eight thumbnails shows different pages from the book. The thumbnails are numbered 5 through 10. The thumbnail for page 8 is highlighted with a blue border. Above the grid, there are tabs for 'コンテンツ' (Content), '目次' (Table of Contents), '画像調整' (Image Adjustment), and '全文検索' (Full-text Search). Below the grid, there are controls for page navigation, including a search icon, a bookmark icon, a page number input field showing '8 / 96', a dropdown menu for '右から左に進む' (Go from right to left), a dropdown menu for '1コマずつ表示' (Display 1 page at a time), a zoom level indicator showing '13%', and a zoom in/out icon. At the bottom, there is a footer with the text '上野図書館八十年略史' (Brief History of Ueno Library in 80 Years), '書誌情報 : 出版者 国立国会図書館文部上野図書館 出版年月日 1953' (Bibliographic Information: Publisher National Diet Library Ministry of Education Ueno Library Publication Date/Year 1953), and a link to '国立国会図書館オンラインの書誌へ' (To the National Diet Library Online Bibliography) with a print icon.

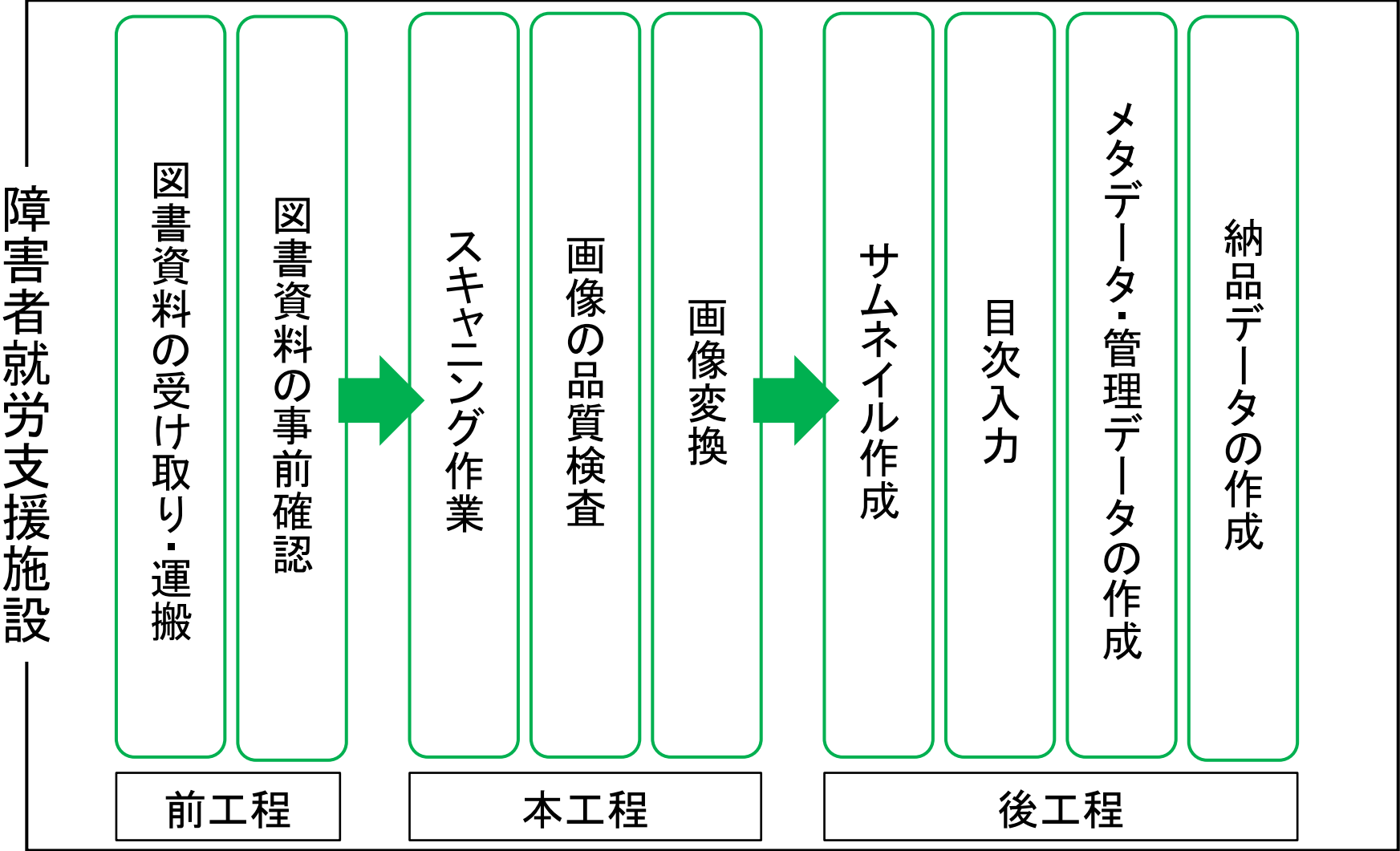
上野図書館八十年略史

書誌情報 : 出版者 国立国会図書館文部上野図書館 出版年月日 1953

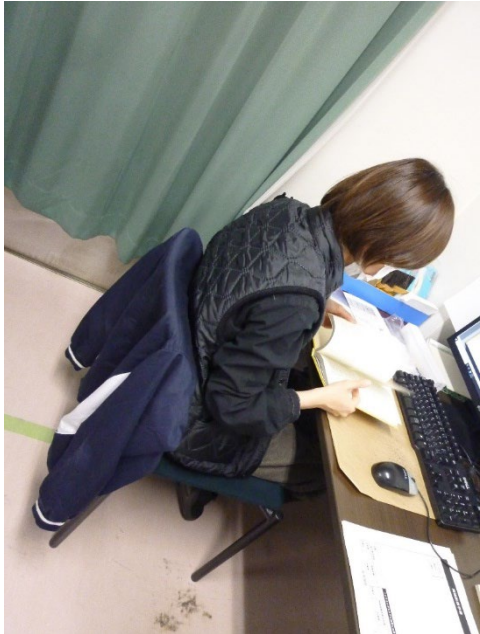
国立国会図書館オンラインの書誌へ

印刷

国立国会図書館の蔵書デジタル化工程



国立国会図書館の蔵書デジタル化工程



拡大へ

NDL業務再委託発注および設備補助
の条件として

行政文書のデジタル化発注



- 北海道
- 目黒区
- 江東区
- 埼玉県（発注を確約※知事）
- 長野県
- 鳥取県（発注を確約※知事）
- 島根県
- 香川県（発注を確約※知事）
- 愛媛県
- 徳島県（発注を確約※知事）
- 高知県（発注を確約※知事）
- 大分県
- 鹿児島県

・
・
・

「国立国会図書館」 以外



書籍のみならず

行政文書



地図、図面、パンフレット、相談記録、会議資料、
手順書（マニュアル）、契約書、申請書、写真、マイクロフィルムなど

発注（優先調達による）可能性
を各省庁にヒアリング

- 国立公文書館
- 環境省
- 総務省
- 国税庁



必要性はあるが、
そもそも予算がついていない

国会質問／障害者デジタル就労の全国展開

2026.05.25

参議院決算委員会/原田大二郎参議院議員（公明党）

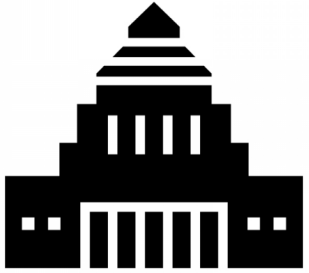


本日の決算委員会質疑では、デジタルアーカイブ戦略と障害者優先調達推進法を結びつけ、国や自治体に眠る紙文書・地域資料のデジタル化を、障害者就労施設へ発注する仕組みの推進について、小野田内閣府特命担当大臣はじめ省庁の皆様提案しました。

障害者工賃・賃金向上のための「BPOセンター」設置

中央省庁

(国立国会図書館、最高裁判所、国立公文書館など)



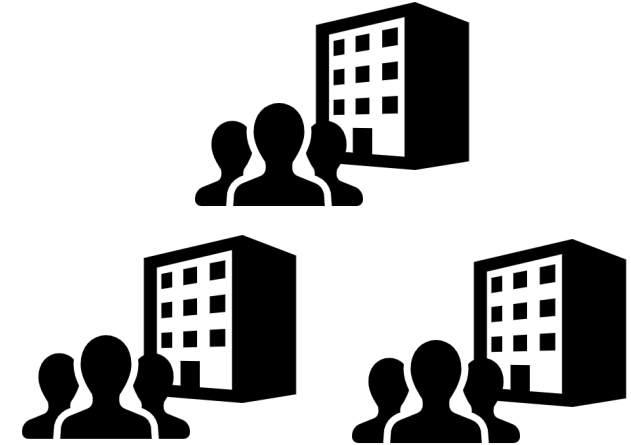
大型公共事業の受注
(文書デジタル化、データ
入力、アノテーションなど)



行政文書の受注
(業務管理資料、契約書、
稟議書、受発注書など)



全国の福祉的就労施設



- 大型/高賃金入札への参加

- 中央省庁、自治体からの優先調達案件の創出・受注

BPOナショナルセンター

東京都内に設置予定

立ち上げから3年間程度の補助を受ける

4年目以降は仲介料による自立運営へ

- 障害者就労支援施設を事前にリスト化

- 大型事業を施設の代わりに国から受注し、小分けにして、振り分ける

障害者が高単価の
入札事業に従事

目標:

- ① 100施設4000名以上の公共事業マッチング
- ② 平均賃金12万円/月